

いちき串木野市グリーン・ツーリズム協議会規約

(趣旨)

第1条 いちき串木野市の恵まれた自然環境や農林漁業資源の活用と商工業との連携・調和を図り、また歴史遺産や伝統文化を活かした特色ある滞在・体験型余暇活動を創出し都市農村交流を図るとともに、地域の活性化を目指すべく、いちき串木野市グリーン・ツーリズム協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業について協議し、その推進を図る。

- (1) 地域資源を活かした滞在・体験型余暇活動の推進に関する事
- (2) 教育旅行に関する事
- (3) 滞在・体験型余暇活動の推進のための支援方策の検討に関する事
- (4) 滞在・体験型余暇活動の推進に関して広報及び宣伝に関する事
- (5) その他必要な事項

(会員の構成)

第3条 協議会の会員は、目的達成に賛同する関係団体及び個人をもって構成し、滞在・体験型余暇活動を実践する実践者団体と、その活動を支援する団体で組織するものとする。

2 実践者団体は、特色ある滞在・体験型余暇活動を直接取り組む受入家庭等により構成し、支援団体は、その活動を支援する市内の関係機関等で構成する。

(入会、脱会)

第4条 入会しようとする者は、登録シートを会長に提出し役員会において承認を得るものとする。

脱会しようとする者は脱会届を会長に提出し、役員会において承認を得るものとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置くものとし、役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で交代した場合については、前任者の残任期間とする。

会 長	1名
副 会 長	2名
市農政課長	1名
監 事	1名

2 会長は本会を代表し、その業務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は会長が欠けたときは、その職を代行する。

3 監事は、監査を実施し会計の適正な遂行を補佐する。

4 役員の手当は、下記のとおりとする。

会 長	5,000円
副会長	3,000円

監 事 3, 0 0 0 円

(会議)

第6条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長が必要に応じて招集する。

2 総会は、1年に1回開催するものとし、会員総数の2分の1以上に当たる者が出席（書面（委任状）を含む。）し、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改廃に関する事
- (2) 事業計画に関する事
- (3) 役員を選出に関する事
- (4) 予算決算に関する事
- (5) その他協議会運営に関する事

3 役員会は、必要に応じて開催する。

(議決)

第7条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、NPO法人鹿兒島いちき串木野観光物産センターに置くものとする。

所在地 いちき串木野市上名3018番地

(経費)

第9条 協議会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成23年4月15日から施行する。

この規約は、平成24年5月18日から施行する